

POSCO 訴訟控訴審判決

(ソウル高等法院 2011年2月24日判決)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

【原告、控訴人】原告1外150名

(訴訟代理人 法律事務所三一 担当弁護士チェ・ボンテ)

【被告、被控訴人】株式会社ポスコ

(訴訟代理人 法務法人ユルチョン 担当弁護士オ・チョンハン 外一名)

【第1審判決】ソウル中央地方法院2007年8月17日宣告2006가합42288、2007가합4013判決

【弁論終結】2010年12月21日

【主文】

- 1 原告らの控訴をすべて棄却する。
- 2 控訴費用は原告らの負担とする。

【請求趣旨及び控訴の趣旨】

第1審判決を取り消す。被告は原告らに各100万ウォン及びこれに対する本件訴状副本送達の日翌日から支払済まで年20%の割合で計算した金員を支払え。

【理由】

1 認定事実

ア 日本の強制動員

- 1) 大韓民国に対する日本の強制占領期に日本製鉄株式会社(以下「日本製鉄」という)、三菱重工業株式会社などの日本企業は、大韓民国国民に対して勤労者募集公告を行い、審査を経て合格した大韓民国国民を団体行動訓練をさせた後日本製鉄の大阪製鉄所等に送り、訓練工として労役に従事させた。
- 2) 大阪製鉄所に到着した訓練工は徹底した監視下にほとんど自由を奪われた状態で、食事も十分に与えられないなど劣悪で危険な環境下で1勤務8時間3交代制で働きながら、一ヶ月に1、2回程度の休日のみを許され、一ヶ月に2、3円程度の小遣のみが支給されただけであり、日本製鉄は訓練工が独身者であるために賃金全額を支払うと浪費する恐れがあるという理由をあげて無断で開設した郵便貯金口座に訓練工らの同意を得ないまま、賃金の大部分を一方的に入金した。
- 3) そうした中で日本は1945年初め頃、上記訓練工を強制的に徴用し、訓練工は徴用以降には一月に2、3円ほど支給されていた金さえ支給されなくなり、大阪製鉄所の工場が1945年3月19日アメリカ合衆国軍の

大空襲によって破壊されると、上記の空襲で生き残った訓練工は1945年6月頃、清津に建設予定の製鉄所に配置され、1日12時間以上建設の基礎工事に動員されたが、結局日本製鉄から郵便貯金口座に入金された賃金を支給されなかった。

- 4) 日本製鉄は1950年4月1日企業再建整備法により八幡製鉄株式会社と富士製鉄株式会社を分離・設立し、同じ日に解散し、新日本製鉄株式会社（以下「新日本製鉄」という）は八幡製鉄株式会社、富士製鉄株式会社を合併して設立された。
- 5) 原告らは、日帝強制占領期に軍人・軍属または労務者として動員されて犠牲になった被害者及びその遺族らとして被害者たちの被害真相究明および権益擁護を主な目的とする「強制動員真相究明市民連帯（日帝強制連行韓国生存者協会、太平洋戦争犠牲者光州遺族会、社団法人韓国原爆被害者協会大邱慶北支部、サハリン帰国同胞協会などを含む）」の会員たちである。

イ 大韓民国と日本の協定

- 1) 大韓民国と日本は1951年10月21日の予備会談を経て1952年2月15日第1次韓日会談本会議を開催し、国交正常化に向けた協議を本格的に開始した後、7回の本会議とこれに付属する数十回の予備会談、政治会談及び各分科委員会別会議などを経て、1965年6月22日「大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」と「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（以下「請求権協定」という）、「漁業に関する協定」、「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定」、「文化財および文化協力に関する協定」など4つの付属協定を締結した。
- 2) 請求権協定第1条では、日本がわが国に10年間かけて3億ドルを無償で提供し、2億ドルの借款を行うことと定めており、（以下、大韓民国が日本から受け取った上記無償資金と有償資金を「請求権資金」という）、第2条では下記のように定めていた。
 - 1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利および利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する。
 - 2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となつたものを除く）に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で 1947 年 8 月 15 日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて 1945 年 8 月 15 日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

3) 2 の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

3) また、請求権協定に対する「合意議事録」は上記第 2 条に関して次のように定めている。

(a) 「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。

(e) 同条 3 により執られる措置は、同条 1 にいう両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置ということに意見の一致をみた。

(g) 同条 1 にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」(いわゆる 8 項目) の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがつて、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認された。

4) 委員会の合意議事録に明示された「対日請求 8 ケ要綱」には、日本に搬出された地金及び地銀、朝鮮総督部逋信局に対する各種貯金、債権など、1945 年 8 月 9 日以降、日本人が韓国の銀行から引き出した預金額、振替、または送金された金品、韓国法人の在日財産、韓国人や法人が所有していた日本の有価証券、銀行券などとともに「被徴用韓国人の未収金、戦争による被徴用者の被害に対する補償、韓国人の対日本国政府の請求恩給関係、韓国人の対日本人または法人請求」が含まれていた。

ウ 請求権資金の使用及び被告の設立と民営化

1) 請求権資金の使用に必要な事項を定めるために 1966 年 2 月 19 日

に制定された「請求権資金の運用及び管理に関する法律」（1982年12月31日法律第3613号で廃止、以下「請求権資金法」という）は、第1条（目的）で「請求権資金を使用するにあたって、国民経済の自主的かつ均衡ある発展に寄与できるよう、効率的に運用管理または導入するために必要な事項を規定することを目的とする。」と規定し、第4条（資金の使用基準）で「①無償資金は農業・林業および水産業の振興・原資材および用役の導入その他これに準ずるものであって経済発展を支える事業のために使用する。②借款資金は中小企業・鉱業と基幹産業および社会間接資本を拡充する事業のために使用する。」と規定し、第5条（民間人の対日請求権補償）で「①大韓民国の国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法で定める請求権資金の中から補償しなければならない。②前項の民間請求権の補償に関する基準・種類・限度などの決定に必要な事項は別に法律で定める。」と規定した。

一方、請求権資金法第5条第1項に規定された補償対象となる対日民間の請求権の正確な証拠と資料を収集するのに必要な事項を規定するために1971年1月19日に制定された「対日民間請求権申告に関する法律」（1982年12月31日法律第3614号で廃止、以下「請求権申告法」という）は、第2条で申告対象の範囲を「1947年8月15日から1965年6月22日までは日本に居住したことがある者を除いた大韓民国国民（法人含む）が1945年8月15日以前に日本国及び日本国民（法人含む）に対して有していた請求権など」と定め、上記請求権などには「日本国で預入または納入した日本国政府に対する郵便貯金の債権」が含まれ、「日本国によって軍人・軍属または労務者として召集または徴用され1945年8月15日以前に死亡した者（以下「被徴用死亡者」という）」の請求権が含まれると規定した。

また、請求権資金法第5条第2項による民間請求権の補償に関して必要な事項を規定するために1974年12月21日に制定された「対日民間請求権補償に関する法律」（1982年12月31日法律第3614号で廃止、以下「請求権補償法」という）は第4条で「請求権補償金は日本国通貨1円に対し、大韓民国の通貨30ウォンとし、被徴用死亡に対する請求権補償金は1人当たり30万ウォンとする。」と規定した。上記請求権申告法と請求権補償法が廃止されるまで大韓民国政府は被徴用死亡者8,552人に対して約25億7千万ウォン、預金や債権など財産74,967件について約66億2千万ウォンなど計91億9千万ウォン相当の補償金を支給した。

2) 被告（変更前の商号：浦項総合製鉄株式会社）は1968年4月1日

設立されたが、大韓民国は請求権資金法第4条などの規定によって経済発展に貢献する基幹産業や社会間接資本を拡充する事業に請求権資金を使用するため、同法施行令で定めた手続に沿って、経済企画院長官の計画案作成、請求権資金委員会の審議・議決、大統領の承認及び国会の同意を経て、被告を設立するために請求権資金のうち1億1,950万ドルを使用した。その後被告の設立に使用された無償請求権資金のうち3,080万ドルは、大韓民国政府の出資金に振り替えられ、有償請求権資金のうち8,870万ドルは借款により導入されたものとして被告がこれを直接返済した。被告は1998年12月14日政府の持分3.14%全量と、韓国産業銀行の持ち分23.57%のうち2.73%を預託証書として売却することを皮切りに民営化が始まり、2000年10月4日頃、3年余りの期間をかけて民営化が完了し、民営化の完了当時現価基準に換算した政府出資金は4兆825億ウォンであり、政府が株式の売却などの方法で回収した金額は6兆908億ウォン相当であった。

エ 日帝強占下強制動員された被害者などに対する政府の補償努力

- 1) 国外強制動員犠牲者とその遺族らに慰労金などを支援するため、2007年12月10日「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」（2010年3月22日法律第10143号で廃止）が制定され、2008年6月11日から施行されたところ、上記法律及び同法施行令によると「1938年4月1日から1945年8月15日の間に日本によって軍人・軍属・労働者などとして国外に強制動員され、その期間中または国内に帰還する過程で死亡し又は行方不明になった『強制動員犠牲者』の場合1人当たり2,000万ウォンの慰労金を遺族に支給し、大統領令で定める負傷により障害を負った強制動員犠牲者の場合には1人当たり2,000万ウォン以下の範囲内で障害の程度を考慮して大統領の定める金額を慰労金として支給し、強制動員犠牲者中の生存者または上記期間中に国外に強制動員されて国内に帰還した者のうち強制動員犠牲者に該当しない『強制動員生還者』中の生存者が治療や補助装備を必要とする場合、その費用の一部として年間医療支援金80万ウォンを支給することとされており、上記の期間中に国外に強制動員され、労務の提供等をした対価として日本国または日本企業などから支給されるべきであった給料などを支給されていない『未収金被害者』またはその遺族に、未収金被害者が支給されるべきであった未収金を当時の日本国通貨1円に対し、大韓民国の通貨2千ウォンに換算し、未収金支援金を支給」するよう定めていた（上記法律が制定される前に国外強制動員生還者中の生存者に対しても1人当たり500万ウォンの慰労金を支給する内容の修正案が国会議員らに

よって発議されて本会議で可決したが、上記修正案による場合追加予算 820 億ウォン相当が必要とされる予定であるため、大統領の法律案拒否権行使により上記の修正案は通過しなかった)。一方、上記「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」と「日帝強占下強制動員被害真相究明等に関する特別法」が廃止され、それに代わり 2010 年 3 月 22 日から制定施行されている「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」(法律第 10143 号)は、サハリ地域強制動員被害者などを補償対象に追加して規定している。

2) そのほかに大韓民国政府は 1990 年ごろ、原爆被害者福祉基金をつくり、原子爆弾被害者らに対する診療費、葬祭費などを支援し、1993 年 6 月 11 日「日帝下の日本軍慰安婦に対する生活安定支援法」(法律第 4565 号)が制定されて以来、2010 年 1 月 18 日改正された「日帝下の日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援や記念事業などに関する法律」(法律第 9932 号)により、生存する日本軍慰安婦のうち、生活安定支援対象者に登録された場合、国民基礎生活保障法による生計給与と医療給与法による医療給与、生活安定支援金の支給、介護者支援と賃貸住宅の優先賃貸などの支援を行っている。

[認定根拠：争いのない事実、甲 1 ないし 7、10、16、23、24、26 号証、甲 17 号証の 4、6、7、乙 1、2、3 号証(枝番号があるものは、各枝番号を含む)の各記載、第 1 審証人訴外 1 の証言、弁論の全趣旨]

2 原告の主張に関する判断

ア 原告らの主張

原告らは、日帝強制動員被害者又はその遺族らであるところ、大韓民国は日本から受け取った請求権資金を強制動員後に賃金未支給などの被害を受けた原告らに補償金として支給すべきであるにもかかわらず、解放後 60 年が経った現在まで補償金を支給していないが、①被告は大韓民国と共謀して被告を設立するために請求権資金を使用する一方、請求権資金が原告らに正当に帰属することを妨害しただけでなく、② 3・1 運動により建立された大韓民国臨時政府の法統を継承し、国際平和の維持に努力して侵略的戦争を否認し、全ての国民に対して人間としての尊厳と価値・幸福追求権を保障しているわが憲法秩序のもとにおいては個人の人格権が保障され、これを侵害するのは不法行為を構成するところ、被告は戦犯企業である日本製鉄を継承した新日本製鉄と技術提携をして株式を相互保有する行為を行い、その上日本の侵略戦争の被害者である原告らが自己の権利と名誉を主張して加害者

の謝罪と賠償を受ける権利行使について、請求権資金を使用した被告としてはこのような法益侵害問題が解決されるよう配慮・協調し、必要な場合には新日本製鉄の株主として新日本製鉄の株主総会で発言を行うなど、日本帝国主義侵略戦争により発生した法益侵害を幫助・助長しないようにする憲法および条理上の義務を負担するというべきであるにもかかわらず、このような義務を懈怠したのは、善良な風俗その他の社会秩序に反する行為として不法行為に該当する。したがって被告人は人格権侵害によって原告が受けた精神的苦痛に対して各100万ウォンの慰謝料を支払う義務がある。

イ 判断

1) 請求権資金の原告らへの帰属を妨害した不法行為責任についての判断

(ア) 上記の認定事実と第1審裁判所の韓日国交正常化会談文書公開等対策企画団に対する事実照会結果に弁論の全趣旨を加えて検討するに、1965年6月22日、大韓民国と日本の間に締結された「請求権協定」による請求権資金は韓国人の個人の財産権（貯金、債権など）・韓国法人の在日財産・韓国政府の国家としての請求権などとともに強制動員された韓国人の未収金や強制動員被害者に対する補償金の性格の資金を包括的に勘案し、各項目別金額を特定せず政治的交渉を通じて総額で一括妥結したものであり、請求権資金のうち強制動員及び未収金の被害者に対する補償金の性格の資金の金額を特定することは困難な点、大韓民国と日本の間の請求権協定当時、両国及びその国民間の請求権問題を解決するために将来各国で国内措置を取ることとし、大韓民国政府はこれに従い請求権申告法、請求権補償法などの国内立法を通じた補償の手續と補償基準を設けた点、被告は請求権資金法第4条第1項、第2項の定める「請求権資金の使用基準」及び同法施行令の定める手續により政府から請求権資金のうち1億1,950万ドルの投資を受けて適法に設立され、被告の設立の目的と運営の内容も上記「請求権資金の使用基準」に合致する点、その後被告の設立に使用された無償請求権資金のうち3,080万ドルは大韓民国政府の出資金に振り替えられ、借款で導入された有償請求権資金のうち8,870万ドルを直接償還した点などの事情を総合すると、請求権資金の一部が被告の設立に使用されたとしても、これをもって被告が大韓民国と共謀して被告を設立するために請求権資金を不当に使用する一方、請求権資金が原告らに正当に帰属することを妨害したことによって原告らに対し不法行為を犯したと認めがたく、甲14号証の記載のみではこれを認めるに足らず、他にこれを認めるに十分な証拠もないので、原告らのこの部分の主張は理由がない。

(イ) 一方、原告らは請求権資金のうち無償資金が強制動員被害者に帰属することを根本的に不可能にした請求権資金法第4条第1項は違憲であり、違憲な法律により請求権資金を政府から受領し使用した被告の行為も違法との趣旨の主張をするが、前記のように請求権資金法第5条は「わが国の国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権は請求権資金の中から補償しなければならず、民間請求権の補償に関する基準・種類・限度などの決定に必要な事項は別に法律で定める。」と規定しており、請求権申告法第2条は、申告対象の請求権の範囲を「1947年8月15日から1965年6月22日までは日本に居住したことがある者を除く大韓民国国民（法人を含む）が1945年8月15日以前に日本国及び日本国民（法人を含む）に対して有していた請求権など」と定め、上記請求権などには「日本国で預入または納入した日本国政府に対する郵便貯金の債権」が含まれるため、請求権資金法が強制動員被害者であって賃金を支給されなかった被害者たちにとって補償を受ける方法を根本的に封鎖したと見ることはできず、ただ、請求権申告法第2条が、強制徴用され1945年8月15日以前に死亡した者の請求権のみを申告対象に含め、その後生還した被害者を補償の対象から外したのは、立法の不備、または憲法第37条第2項によると国民のすべての権利は公共福利のために必要な場合に限り法律で制限できると規定しているので、経済発展が急務であった当時の状況において政策的にとりあえず補償対象から除外したと見られるのみであって、上記請求権資金法第4条第1項が強制動員被害者に請求権資金が帰属すること自体を根本的に不可能にする違憲的なものとまでは言えないので、原告らのこの部分の主張も理由がない。

2) 原告らの人格権侵害による不法行為責任の成否についての判断

(ア) 大韓民国憲法は前文で「大韓民国は3・1運動により建立された大韓民国臨時政府の法統を継承する」と宣言し、第5条で「国際平和の維持に努力して侵略的戦争を否定する」と規定し、第10条で「すべての国民は人間の尊厳と価値を有し、幸福を追求する権利を有する。国家は個人が有する不可侵の基本的な人権であることを確認し、これを保障する義務を負う」と規定し、第119条では「大韓民国の経済秩序は個人と企業の経済上の自由と創意を尊重することを基本とする」と規定している。

憲法上の基本権は第一次的に個人の自由な領域を公権力の侵害から保護するための防御的権利だが、他方で、憲法の基本的な決断である

客観的な価値秩序を具体化したものとして、私法を含めたすべての法領域にその影響を及ぼすものであるから、私人間の私的な法律関係も憲法上の基本権規定に適合するように規律されねばならない。ただし、基本権規定はその性質上私法関係に直接適用することができる例外的なものを除いては私法上の一般原則を規定した民法第2条、第103条、第750条、第751条などの内容を形成し、その解釈基準となつて間接的に私法関係に効力を及ぼすことになる（大法院2010年4月22日宣告2008다38288判決参照）。ただし、憲法前文に記載された「3・1精神」はわが国憲法の沿革的・理念的基礎として憲法や法律解釈の解釈基準として作用すると言えるが、それに基づいて直ちに国民の個別的基本権性を導き出すことはできないというべきである（憲法裁判所2001年3月21日宣告99헌마139、142、156、160（併合）全員裁判部決定参照）。

したがって、憲法上の人間の尊厳と価値を私法上具体化させた民法第750条、第751条の規定によって、人間の生命・身体・自由または名誉を傷つけたり、その他の精神上苦痛を加えて人格権を侵害する行為は不法行為に当たるため、人格権を侵害する行為をした者は慰謝料など損害賠償責任があるというべきであるが、上記民法規定による不法行為責任を認定するための構成要素である違法行為は形式的に実定法に違反する行為又は実質的に善良な風俗やその他の社会秩序を害する反社会的秩序の行為をいうと解するべきである。

(イ) 甲3ないし5、10、11、12、13、20号証、乙2号証（各枝番号を含む）の各記載に弁論の全趣旨を総合すると、世界鉄鋼業界は1980年代に入り民営化と脱規制化が推進され、1993年以降70%以上の民営化が行われて会社間の合併などを通じた激しい競争が世界的に行われていたところ、被告は民営化を控えて新日本製鉄と1998年11月頃、株式を相互取得・保有し、技術協力・設備供給・操業・建設・エンジニアリング部門などの友好関係をさらに強化することに合意した後、新日本製鉄は1998年12月頃、被告の株式全体の0.1%を5,885,000ドルで買入れ、被告は1999年6月頃、新日本製鉄の株式601,000株を1,410,000ドルで買入れた事実、その後被告は2000年8月2日新日本製鉄との間に共同技術開発・第三国での合弁事業・完成品や半製品の相互供給・機材共同購買など様々な分野について戦略的提携を締結し、現在まで運営中であり、民営化が完了した後の2006年9月現在の外国人持分比率が約61.52%に達し、敵対的M&Aのリスクに備え

て新日本製鉄と連携を強化して相互株式保有比率を拡大し、2008年12月頃の時点で新日本製鉄株式のうち238,352,000株（総株式比3.5%）を保有している事実が認められる一方、原告らは2000年8月頃から被告に新日本製鉄について過去の侵略の歴史の清算と強制連行問題についての解決を推進するよう建議し、2001年3月16日頃には被告本社前で新日本製鉄との連携に先立って過去清算を優先することを要求して示威を行っており、2006年6月頃にも被告の本社前で新日本製鉄に強制動員に対する責任追及に同調することなどを求めて示威をした事実を認めることができる。

(ウ) 検討するに、原告らが日帝強占期に強制動員によって受けた経済的・精神的被害に対する補償を受けることにより人間の尊厳と価値及び幸福を追求する権利を有する一方、他方では、わが憲法が保障する資本主義市場経済秩序のもと、被告もまた自由な経済活動を行う自由を有するため、原告らと被告の基本権の間で衝突が起こることになるところ、このように基本権の衝突が発生する場合、衝突する基本権のいずれもが最大限にその機能と効力を維持できる調和点を模索すべきであるから、具体的事案で、基本権の制限の程度が必要最小限にとどまるかなどの事情を総合的に考慮し、両基本権の間の実際的な調和を図る解釈などを通じてこれを解決すべきであり、その結果によって決定される基本権行使の限界などを勘案し、その行為の最終的な違法性の有無を判断しなければならない（大法院2006年11月23日宣告2004다50747判決など参照）。

被告が日帝強占下に強制動員被害者たちを強制労働させた日本製鉄の後身である新日本製鉄と戦略的連携及び相互株式持分を保有した事実は前記の通りであるが、被告が上記のように民営化を控えて世界鉄鋼業界の熾烈な競争の中で新日本製鉄と友好関係を結んで株式を相互保有する一方、後には外国人の持分が60%を超えるグローバル企業として敵対的M&Aのリスクに備えて新日本製鉄との相互保有株式比率を拡大して連携を強化したのは、実定法に違反したものと言えないだけでなく、自由な企業活動をする権利の行使として企業の生存と利潤の極大化に向けた経営上の判断に基づくものと見なければならない。したがって被告人の上記のような活動が直ちに憲法前文の3・1精神や憲法第5条、第10条に違反し、原告らの人間の尊厳と価値・幸福追求権や人格権を侵害する行為であると同時に反社会秩序行為と見ることはできず、被告にとって、経営上の判断に基づいて企業間協力関係を結ぶ権利まで制限するのは、基本権制限の程度が必要最小限にと

どまると見ることもできないので、被告の上記のような行為が違法とは言えない。

(エ) 一方、被告が新日本製鉄の株主総会で株主として強制動員被害者の被害救済に関する問題を言及していない事実は被告も自認するところ、株式会社の株主は株主有限責任の原則によって、所有株式の買収価額を納入する義務を負担するほかにそれ以上の義務を負担しないとされているため、被告も新日本製鉄の株主としてそれ以上の義務を負担すると解することができず、原告らが新日本製鉄から謝罪と賠償を受けられるように被告が株主総会で発言するなどの行為をする義務があるという原告らの主張は、被告に株主として会社の運営と関連して共益権を行使する義務があるという趣旨とみられるが、共益権もまた被告らの権利であるにすぎず義務とは言えないので、被告が新日本製鉄の株主として新日本製鉄に対して原告らへの謝罪や被害補償を求めなければならない実定法上の義務があると解することもできず、外国人の持分が60%を超える被告として強制動員被害者及びその遺族らである原告らが新日本製鉄から謝罪と賠償を受ける権利行使について配慮・協調する憲法および条理上の義務を負担していると解することも困難であり、甲18号証の1、2、3の各記載のみでは、これを認めるに足りない。その他にこれを認めるに十分な証拠もない。したがって被告が新日本製鉄の株主としての義務を疎かにすることによって、原告らの人間の尊厳と価値・幸福追求権や人格権を侵害して善良な風俗やその他の社会秩序に反する不法行為を犯したという原告らのこの部分の主張も理由がない。

[ただし、上記のように被告に対して現行法上の不法行為責任を問うことは難しいとしても、大韓民国政府が日本政府から受領した請求権資金には、日帝強占下に強制動員された被害者の未収金や強制動員の被害者に対する補償金的性格の資金が含まれていた点、被告は大韓民国の経済発展のために請求権資金で設立されて成長した代表的な企業であること、それに反して日本企業によって強制動員されて劣悪な環境で重労働に苦しんだにもかかわらず賃金すら支給されなかった未収金債権者などの強制動員被害者たちは正当な補償さえまともに受けられなかったこと、および被告の設立資金、設立経緯や営業利益（2008年3四半期の営業利益1兆9,840億ウォン、純利益1兆2,190億ウォン相当）に照らしてみると、現在民営化が完了したといえども被告の強制動員被害者に対する社会的・道義的責任を否定する

ことは難しいというべきであり（ただし被告が強制動員被害者を特定して個別的に補償するなどの措置を取ることは現実的に困難であるとみられる）、大韓民国政府が原爆被害者福祉基金をつくり原子爆弾の被害者たちに対する診療費、葬祭費などを支援しており、生存する日本軍慰安婦に対して生活安定支援金などを支援しており、「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等の支援に関する法律」や上記法律廃止後に制定された「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等の支援に関する特別法」によって、国外に強制動員されて死亡したり行方不明になった場合には犠牲者1人当たり2,000万ウォンの慰労金を遺族に支給し、国外に強制動員されて国内に帰還した生還者には1人当たりの年間医療支援金80万ウォンを支給するようにしているが、「国外に強制動員され終戦後生還したが上記法律施行前に死亡した被害者とその遺族」及び「国内強制動員被害者もしくはその遺族」その外に「強制動員生還者のうち、現在まで生存している被害者」は慰労金支給対象から除外されているなど、上記法律の支援対象と支援金額が極めて制限されているところ、これは上記法律の運用に必要な公的資金が不足している現実に起因すると見られる。したがって被告は政府と協力し公的資金を拡大することにより強制動員の被害者に対する慰労金などの補償金又は支援金の支給対象及び支給の範囲の拡大、強制動員被害者の支援のための公益財団の設立などのための努力して立法的に強制動員被害者の問題が解決されるように努力することこそわが民族の痛ましい過去の歴史による傷と苦痛を克服し治癒するためには是非とも必要な課題と言うべきである。]

3 結論

そうであれば、原告らの本件の請求には理由がなく、これを棄却すべきところ、第1審判決はこれと結論を一にして正当であるので、原告らの控訴をすべて棄却することにして主文の通り判決する。

判事 ソン・キムン（裁判長） チェ・ジュヨン イ・ヨンブン